

平成 23 年 3 回定例会 震災対策調査特別委員会

平成 23 年 12 月 16 日

谷口委員

まず私の方からは、災害廃棄物の受入れについて質問させていただきたいと思えます。

これについては、この委員会でもかつて質問させていただきましたし、また、過日の一般質問でも質問がありました。もう御存じのように、今、現地の復興のために災害廃棄物をどうするかということが喫緊の課題になっているわけがありますけれども、放射線の問題もあってなかなか受入れが厳しい状況が続いております。

そうした中で、東京都がこの 11 月 2 日に受入れを開始しました。まず確認の意味で、東京都の受入事業の概要について説明してもらいたいと思えます。

資源循環課長

東京都におきましては、東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入れに当たりまして、都の廃棄物関係の第三セクターであります(財)東京都環境整備公社を活用した体制を構築しております。具体的には、被災地、都及び公社の間で災害廃棄物の処理に関する三者協定を締結した上で、被災地と公社の間で災害廃棄物の運搬処理の委託契約を締結しております。公社は、さらに都内の民間事業者や市町村などに災害廃棄物の中間処理等を再委託して、灰残さにつきましては、都の一般廃棄物最終処分場で最終処分する形となっております。受入予定といたしましては、平成 23 年度から 25 年度までの 3 箇年で約 50 万トンと伺っております。

この処理体制の下で、東京都におきましては、11 月 2 日から岩手県宮古市の災害廃棄物の受入れを開始しております。平成 24 年 3 月 31 日までに約 1 万 1,000 トンを受入予定と伺っております。さらに、11 月 24 日には、宮城県女川町の災害廃棄物につきまして都内で受入れを行うということで、今後、都内の市町村、一部事務組合の清掃工場におきまして、平成 25 年 3 月までに約 10 万トンを受入予定と伺っております。

谷口委員

東京都の場合は、都と公社と、現地というか、岩手県並びに宮城県と、三者で契約を結んでやるという形になっているところがございます。今のところ東京都が先行して受入れているわけでありましてけれども、神奈川県の方は、先日も御説明いただいたように、手を挙げているけれども様々な条件があつてなかなか進まないという状況の中で、東京都と神奈川県の状況の違いについて、簡単に説明していただけますでしょうか。

資源循環課長

東京都というのは、過去に一般廃棄物の処理事務を担っていた経験がございます。今申し上げました廃棄物関係の第三セクターをお持ちになっておりま

して、今回の受入れに際しても、公社が被災地との契約や現地での放射能測定などの受入れの実務を担っておりますけれども、神奈川県にはそうした団体がないということ。それから、東京都は広大な一般廃棄物最終処分場を有しており、都の公表情報によれば残余容量は 50 年分とも伺っておりますが、本県では一般廃棄物の最終処分場の残余容量は約 12 年程度ということになっており、ひっ迫している状況もございますので、そういった点はかなり違っているというふうに思っております。

谷口委員

県としては、先日の 12 月 7 日の一般質問で知事が答弁されていたように、これから横浜市、川崎市、そして相模原市の三つの政令市と調整を行っていくということですが、今後、円滑にどこかが受入れを進めていくためにはどのような事項について調整を行っていくのか、確認させてください。

資源循環課長

今回の環境省による廃棄物の受入れに関する調査に関しまして、横浜、川崎、相模原の各市から、県や他の自治体と連携した受入体制の構築というような意見も頂いておりますので、統一した受入条件や処理方法の策定に向けまして、県は 3 市と調整してまいりたいと考えております。

この中で、受入条件ということでは、住民の理解が得られるように、処理する災害廃棄物の放射性物質に関する基準を策定することですとか、災害廃棄物の処理の安全性につきまして、国が責任を持って周知することなどを条件としてまとめまして、国にお示しをしていきたいと思っております。また、処理方法に関しては、被災地から県内まで、どのように災害廃棄物を運搬するかということですか、受入施設における放射能測定のルールなどにつきまして、まとめていきたいと考えております。

谷口委員

私も実は先日、東京都の受入先というか、民間が最終的に受け入れて処理をしていますので、そこの現場を見てまいりました。様々な説明も受けてまいりましたがけれども、そこで頂いた資料の中で、住民の皆さんが一番懸念されている放射能の問題については、例えば岩手県宮古市では、災害廃棄物と一般の普通のごみとを混合して燃焼した際の放射性物質の濃度は、キログラム当たり 133 ベクレルと非常に低いんですね。一方、東京都の方を見ますと、東京都 23 区の様々な清掃組合、一部事務組合の平均が 3005 ベクレルということで、こちらの方が高いという事実もあります。当然、8000 ベクレル以下ですので問題はないわけですがけれども、どうも我々の先入観で、被災地のごみは放射性物質濃度が高いんじゃないかという思い込みみたいなものがあると思います。それをしっかりと住民の皆さんに説明していくのも、私は県の責任ではないかと思っております。

それで、そうした観点も含めて、たしか最初は、震災直後に手を挙げていた市は 17 ですか、それが三つの政令市に減ってしまったということで、今後、

東京都も 23 区以外の地域にも広げていくということですが、広域処理をする観点から、他の市町村にもう一度、受入れに対して働き掛けていくお考えはあるか、聞かせてもらいたいと思います。

資源循環課長

今回、環境省の調査で 3 市から御回答を頂いております。県といたしましても、災害廃棄物の広域処理を通じて被災地の復興支援に協力したいということでございまして、今後 3 市と、統一的な処理方法などがまとまりましたならば、県内の市町村などにも情報提供するとともに、受入検討に関する調査を行うかなどにつきましても、対応を検討してまいりたいと思っております。

谷口委員

対応を検討していくと。是非他の市にもしっかりと県が説明して、一番困っているところでもありますので、是非進めていただきたいと思います。

要望になりますけれども、先ほどの 3 市の条件の中に、最終処分場が一杯一杯になっていると。それは県としても、東京都に比べて県全体を見てもそうだという話がありました。これは一つの情報というか、私の知り合いの方が気仙沼市の市長と知り合いで、その市長は、焼却していただければ、最終処分場は市の方ではかなり余裕があるので、持ち帰ってきてもらってもいいというお話もされているそうであります。これについては、焼却だけして送り返せばいいのかという議論もあるかもしれませんが、このように考えているところもありますので、是非こういうことも含めて様々検討していただいて、早期に受入れが決定するように強く要望させていただいて、私の質問を終わります。